

日本史 A 講義関係資料 4 課題は末尾 (2つあります)

安政5 개국条約

1858 (安政5) 年、徳川幕府はアメリカ合衆国のほかに、

オランダ ロシア イギリス フランス

の5 개국と修好通商条約を結びました。日本は、条約を結んだ国との通商関係 (貿易活動) 樹立で合意し、箱館、神奈川、新潟、兵庫、長崎からの自由な輸出入を認め、また江戸、大坂では商業取引のみを認めました。前者を開港場 (open port)、後者を開市場 (open city) と区別しますが、両者ともに外国人が滞在 (実際には居住も可) する居留地が設けられたことから区別は曖昧でした。しかし、江戸・大坂からは貿易品の輸出入が認められなかったことなどから、この二つの都市における貿易活動は衰退していきます。また、新潟とありますが、実際には信濃川河口の砂州を無理矢理に新潟港 (現在とは港湾の位置が違います) と呼んだことから、貿易に不適当なら「西海岸」 (= 日本海) 沿岸の適当な港に代替することが認められていました。しかし、結局は新潟を開港場 (佐渡島の夷港を補助港する) としたことから、貿易取引は数年でなくなりました。

これらの開港場・開市場のうち、1859 年の貿易開始から開かれていたのは、箱館・神奈川・長崎の三港です。ただし、箱館 (幕末まではこう書きます) は蝦夷地との産物取引が禁止されていたことから、貿易港としてはほとんど機能せず、現地の必需品や奢侈品が横浜からの売れ残り品とともにもたらされる程度でした。長崎については、安政条約で自由貿易が認められていたにもかかわらず、徳川幕府の重要財源であった銅と俵物 (蝦夷地からとれる海産物) は、従来通り、中国特権商人 (山東省や福建省からの来航を許される、この時、清国とは条約未締結、長崎では日本人扱い) との独占取引に廻されたため (貿易統計にも反映されず)、こちらも大坂市場からの回送品以外にめぼしい取引品がなく、規模は小さいものでした。

結局、貿易活動の過半は江戸近傍の横浜でおこなわれました。しかし、なぜ神奈川ではないのか。これについては後述しましょう。

また、新潟 (西海岸)、兵庫、江戸、大坂は後日に開港・開始することになっていました。

なぜ神奈川ではなく横浜なのか

通商条約は、ハリスと交渉委員であった岩瀬忠震らとの間で、現地視察などがいっさいおこなわれない議論の議論で起草されたものでした。しかし、調印という行為に対して徳川幕閣の本心は、条約を認めない孝明天皇 (朝廷) やそれに便乗した反対派に配慮して、都合の悪い条文は履行しない、もしくは勝手な解釈を加えるというものでした。その典型は、許可した商人しか開港場で活動させないなど、自由貿易を徳川公議の利益の枠内にとどめようとし (後述)、さらに開港場も幕府領のみに限定し、そして江戸近傍の開港場についても、適当なものがなかったため東海道の宿場町である神奈川となりましたが、条約調印以前から東海道沿いに外国人が滞在することに異議を唱えた幕閣の意向を受けて、神奈川宿の (根岸湾) 対岸に位置する太田新田 (元は沼地) や横浜村から農民を立ち退かせて (法外な借地料が支払われ富裕層になりました)、そこに日本人街や外国人居留地を含めた一大港湾を建設していったのです。今でこそ埋め立てにより神奈川と横浜は陸続きですが、当時はかなりの迂回を余儀なくされるか、渡し船でないと開港場へはいけ

ませんでした。

国際法的に評すれば、条約は国内法律ではないので、国家主権者が随意に解釈を変更することも可能でした。調印相手国がそれを不問にするか認めればですが。日本に赴任してきた条約国の代表（総領事や公使）は徳川幕府に抗議しましたが、港湾施設がないに等しかった神奈川に比べて、良港といえた横浜に外国人貿易商たちは（滞在場所の神奈川から）移動していきました。そのため、外国代表たちは横浜を事実上の開港場と認めていったのです（幕末の間で神奈川が閉じられたわけではないがほぼ使用されず）。かくして、東海道から離れた位置にあった横浜は、次第に日本最大の開港場として整備されていくことになります。

領事裁判権、関税自主権について

日本の歴史では、安政条約が不平等条約だと評されます。しかし、これは明治以降になってのもので、また条約改正交渉において、明治政府がとった戦略でもありました。さらにいえば、条約改正は日本国民の課題だと政府要人や知識人たちが煽っていきました。そのことは否定できない歴史の一コマでしょう。

しかし、幕末から明治初年では条約のうけとめかたが異なりました。そもそも、日米修好通商条約は国家間条約でしたが、この時期の特徴として、キリスト教の欧米諸国が、非キリスト教国と結ぶ取り決めが条約であり、その場合、相互の文化や慣習を尊重するのが共通の考えでした。そして、相互文化を尊重するために、採用されたのが領事裁判制度です。条約国の国民は、所属する（この時代の国籍観念です）国家の法体系に従属するという考え方で、その裁判を赴任領事がおこなうというものです。なお、領事裁判と治外法権は治外法権と混同されることがあります（日本の歴史教科書はその典型）。条約国の外交団には、治外法権が与えられることが通常（現代でも同様）でしたが、それが民間人にまで適用することはありません。なにか不法行為をおかせば、現地の官憲に逮捕（拘束）され、所属国領事館に引き渡されるのが手順でした。

ただし、安政条約の理念は相互文化の尊重です。かつ、極力、紛争をおこさず、また裁判に付すことなく和解に至るように努力すると規定されていました。ゆえに、幕末の段階で領事裁判が開かれることは多くありませんでした。

なお、こうした姿勢は明治になると違ってきます。条約改正問題の時に話ししましょう。

関税自主権は、国家主権の一つと考えられる行為ですが、貿易品に課税する行為は国家の利益に関わるので、強く主張されるとはかぎりませんでした。これと反対に、貿易相手国と交渉しながら決定する方法を協定関税といいます。日本は外国貿易に慣れてないからと、安政条約では協定関税が規定されています。この行為を、明治になると財政補填のため政府は強硬に否定して、条約改正交渉で関税自主権の復活（といってもなくなったわけではないのですが）が議論されていきます。ただし、これらの話題は明治以降のことです。ここではこの程度にしておきます。

日本にやってきた人々

開港後、日本にやってきた人々は誰なのか。ここでは、統計的数値ばかりが注目される教科書では描かれない説明をしておきます。

登録人数だけいえば最大の外国人はイギリス人で、これにアメリカ人やフランス人が続きます。

幕末では、統一されていないドイツ人（プロシア国籍、ハンザ関税同盟など）は少数派です。ほかに、スイス人やデンマーク人、イタリア人などがいます。また、「イギリス人」のような表現は日本的なので、その多くがスコットランド人でした。イングランド人、当時はイギリス領であったアイルランド人なども役人や文化人を始めとしたかなりの数がいました。

統計ではみえない現実を指摘すべきです。日本の開港場には、各国の軍艦が定期的に往来・碇泊しているので、統計がわかる居留地定住者の何倍もの外国人が開港場に一時滞在していました。例えば、横浜では常に1万人くらいの軍人がいたこととなります。そして、日本にいた最大の外国人勢力は誰かといえば、華人（中国人）です。幕末の段階で清国とは条約関係にありませんでした。しかし、当時の国籍は、ある国の領事館に登録してその保護下であれば、その国の国民となりました。よって、例えばイギリス人商のビジネスパートナー、使用人、料理人として来日した中国人は、史料のうえではみなイギリス人になるのです。特に、雇用関係にあってもイギリス人は名義だけであり、実際には中国人が商社などを日本で経営する場合もめずらしくなかったもので、外国人は何者かという話題はとても難しく、そして複雑でした。

居留地の居住者は、もちろん商人だけではありません。外交官、宣教師、報道記者などを始めさまざまな職種の人たちが日本に滞在、もしくは定住していました。なお、条約における相互文化の尊重は都合良く機能することもありました。外国人は名目上、居留民すなわち一時的滞在者とされました。そのため、居留地内の商館は、外国人が高額で落札しましたが、所有権は与えられず、永代借地権だけが与えられました。実質的に外国人に所有権のある土地なのですが、あくまで借地なのです。このことは日本が条約改正を達成した20世紀以降、深刻な問題になっていきます。日本政府が、外国人に所有権を付与しなかったからです。

彼らはどこからきたのか

軍人は、所属する国の艦隊が割り当てられた海域からやってきましたが、具体的には中国の開港場や極東ロシアの開港場を往来しています。小国の軍艦は太平洋の島嶼部や横断した北米大陸、さらにはオセアニアから来ることもありました。役人やメディア関係、学者は彼らが所属する国（本国）から来ることもありましたが、商人を含めて、その多くが中国の開港場からやってきました。より具体的にいえば、多くの外国人は上海からやってきました。

開港当初の貿易活動と金銀貨幣流出問題

日本の外国貿易は、直接、欧米各国と取引（直貿易）してはいたわけではありません。そのほぼすべてが、上海との間でおこなわれました。航路は不定期なものが多かったですが、香港—上海—長崎—横浜が多く、さらに太平洋を横断するサンフランシスコ航路が開設されるのは後のことです。開港当初は不定期な民間船（チャーター船）に貨物とともに乗せてもらう（外交官の場合は軍艦もあり）ことが多かったといえます。

幕末の外国貿易と国内の社会経済

貿易は、外国側が望んだものであり、渋々これに応じて調印したという指摘は間違っていない。そのため、財政を担当する勘定奉行など徳川幕閣の一部は、極力、外国貿易を国内経済から

切り離そうとしました。また、外国人の貨幣使用に関して「同種同量の原則」（つまり、外国貨幣、日本貨幣は共に金貨・銀貨と質が同じなら、同量が通用する）が定められたことから（ただし当面は内外貨幣の交換可）、国内に外貨を流入させないため貨幣改革を断行しようとしていました。しかし、既に内外貨幣では実質3倍の価格差があることに気がついていた各国代表は、通常の貿易決済通貨と同種の日本銀貨の銀含有量を操作する改革（安政二朱銀）に激しく反対して通用を断念させるという事態に発展しています（のちの万延二分金発行となる）。

しかし、外国貿易を始める以上、その利益を極力確保すべきだと考えるのも人の常です。幕閣のなかでも、外交関係を担当する新設の外国奉行や、横浜を管理下におく神奈川奉行は、外国貿易の利益を吸収すべく、貿易参加を希望する（現実の大半は参加を命じる）商人の統制（組合をつくる）、外交問題にならない決済通貨の流通を主張し、勘定奉行と対立していきました。結果としては、金の比価を3分の1に減じ、貿易決済通貨であるメキシコドル（銀貨）と同等にした新銀貨（国内の名目は金貨）を通用させることとなります。

しかし、その直前に国内金貨の大量流出が発生しています。前述したように、日本と諸外国では金銀の交換比価が3倍も異なりました。日本で金を銀と行為官し、外国で売買すると3倍儲かったのです。先ほども述べたように、日本では国内貨幣も外国貨幣も自由に通用すると規定されましたが、開港当初（実際には準備期間として開港前）は特別に外国貨幣と日本貨幣の交換が許可されていました。もっとも、金貨の国内利用は慣習的にほとんどなく、また銀貨を金貨に交換するだけの量を保有する役所も商家もほとんどありませんでした。しかし、国家の体面もあるので、外交官や軍人、特定の外国商人には指定された役所や商家から希望額の金銀貨幣が提供されたのです。そして、この貨幣が直接または間接に海外に持ち出され交換されたのです。これにより、海外に日本の金貨もしくは銀貨を持ち出したものは、国内外比価によるプレミア利益を獲得できたのです。日本の貨幣取引は、日常生活で通用した銅貨こそ輸出禁止（明治以降許可）でしたが、金銀は許可されていました。これでは国内の貨幣がなくなってしまう。このことに気がついた徳川幕府は直ちに金銀貨幣の交換を停止しました。

金銀貨幣流出が国内経済を混乱させたといわれてきました。ただし、確固たるデータがあったわけではなく、教科書などにも記されていますが、ほぼ推測の域をでませんでした。なかには数千万両の流出と天文学的な数値をあげる著名研究者もいたほどです。しかし、現在ではイギリス商社（ジャーディン・マセソン商会）の取引データ分析などから、多くても20~30万両かつ一時的なものであり、国内経済（といっても幕府経済圏）への影響も最小限なものとして理解されています。

貿易が国内経済に与えた影響と価格革命

貿易開始により国内社会は混乱したといわれます。教科書はこの古典的評価を強調します。しかし、これは研究されることもなく、数少ないデータ（瓦版に記された風聞や出所不明な流言＝デマ）に基づくもので、ほとんど根拠がありません。しいていえば、徳川幕閣の政治を批判する目的で流されたものといえます。

まず、徳川幕府の命令にもかかわらず、外国人相手の商売（＝貿易）のため横浜に出店しようとした特権商人はほとんどいませんでした。そのため、幕府の御用商人であった三井などは、な

かば強制的に横浜店を開設させられています。当初、京都の主人に照会しないと判断できないと江戸店の番頭は猶予を願いますが、幕吏は出店するか江戸の店を閉店するのか即日決定しろと、ほぼ脅迫的に貿易に参加させています。

浮き沈みの激しい貿易活動ですので、開港当初から横浜（それ以前の神奈川時代から）に出店した商人がいかなる資本・人物であったのか、そのほとんどが不明です。わずかに判明する情報から判断すれば、主要貿易品になっていく生糸や茶生産地の豪農（富裕層）などであることが多いといえます。しかし、開港当初の貿易活動は、特に不安定さを増していたので、利益を得ることは多くなかったといえます。

また、生糸や茶など貿易品産地の領主が商人や庄屋（豪農層）に命じた出店させたケースもあります。さらに幕府役人などと親交があった江戸・大店の奉公人が一攫千金を夢み、幕吏や諸大名関係者に協力を得て出店した場合があります。かれらはきわめて投機性が高かったといえます。

外国商人たちは、東洋最大の貿易商社であったジャーディン・マセソン商会（イギリス、スコットランド）が横浜と長崎（ただしトーマス・グラバーに業務委託）に進出しましたが、その他は中国（上海）からやってきた小資本であることがほとんどでした。また、外国人は居留地外（概ね）10里四方ならでかけることができましたが、商業活動は禁止されていました。そして、それ以上の国内に出向くことはできませんでした。そのため、開港当初は比較的資本力のあったジャーディン・マセソン商会などが、日本人商に金銭を貸し付けて希望する産物を調達しようとしたが、そもそも産物の流通量が限定的であった国内では、特定の産物を大量に購入することには限界があり、ほとんどが負債になっています。長く欧米資本が日本経済を貿易開始によって支配したかのように理解されていましたが、そのような事例はいくつかにすぎず、むしろ国内に赴けない外国商人たちは、日本人商人たち意向や活動結果に左右されるため、きわめて限定的な商業活動しかできなかつたと理解されています。もちろん、それでも規模の問題ではなく、西洋の物産品をもたらししてくれる開港場と外国人居留地は、国内の支配層にとってみては魅力的なものであったといえます。

徳川幕閣にとって、開港当初の問題は、国内社会・経済への影響にありました。ただし、「国内」とするのは誇大表現かもしれません。直接的に横浜貿易が江戸への物産流通に与える影響をいかに統制するかということでした。

そもそも外国人との取引量は膨大であり、国内、特に江戸への流通に間違いなく影響を与えるであろうものでした。そうなると、江戸での産物供給が不安定になり、また価格が高騰する可能性がでてきます。江戸市内での生活必需品不足は、徳川幕閣への政道批判になりかねません。流言庇護は、当時の政治に対して致命的な影響を与えることがあります。特に外国貿易の開始という事実は、噂が正確かどうかに関係なく都合良く操作できるものです。また、江戸への流通は産物ごとに株仲間が管理しており、江戸町奉行は彼らを保護することで貿易の影響を軽減しようとしたが、横浜に集まった新興の貿易商人たちを組織的に編成させようとした外国奉行や神奈川奉行はこうした動きに極力抵抗していきました。そのため、江戸町奉行が貿易開始後に発した五品江戸廻令は、ほどなく無力化していきました。そして物価は高騰を続けていきました。

物価高騰はその後も続き、決した下がることはありませんでした。こうしたハイパー・インフレーション状態の直接的な原因は、外国貿易というよりも幕府による貨幣改鑄の影響でした。幕府に貨幣

改鑄は、つねに出目（良質な純度の旧貨幣を回収して、純度の劣る新貨幣を流通させることでその純度差から金（または銀）を獲得）を得るものでした。前述したように外国貨幣との両替問題で、金銀の内外格差を解消するため、銀の質を上げた安政二朱銀（南鐔二朱銀）を発行するも外国側の猛抗議で流通を断念した経緯がありました。そこで、今度は金貨の品質（含有量）を下げ、標準通貨であった天保二分銀貨と同量にまでした万延二分金（二分銀）を発行し、旧貨の回収を断行していきました。これにより、国内市場における流通貨幣の品質は下落したものとなり、「価格革命」といえるほどのインフレが持続していったのでした。

課題A

下は、安政六年五月二十八日（一八五九年六月二十八日）に発せられた外国貿易（自由貿易）許可の布告です。①から⑤に適切な国名を入れてください。また、AからCに適切な地名を入れてください。いずれも原文通りの順番である必要はありません。また、カタカナでかまいません。

（①）・（②）・（③）・（④）・（⑤）五ヶ
国交易御差許相成候間、当未六月より（A）・（B）・（C）
三港において、商人共勝手にしようばいをとぐべくそろうろう可遂商売候。右之もの共舶
来之品々売捌候者は勿論、居留之外国人共見世之売品、諸人買取候儀も
是又勝手次第たるべく候。右之趣御料・私領・寺社領共
もらさずようふれるべくしらせるものなり
不洩様可触知者也。
（「昭徳院殿御実記」）

課題 B

- 1 この法令は何とよばれるか答えましょう。
- 2 ①から⑤を埋めてください。ただし、原文通りでなくてかまいません。

「神奈川御開港、外国貿易仰せ出され候に付、諸商人共一己利徳のに泥みなす、競而きそいて相場せりあ糶あ上げ、荷元を買受け、直に御開港場所江相廻し候に付、御府内入津之荷物相減、諸色払底に相成、難儀致し候趣相聞候に付、当分之内左之通仰せ出され候。

一 ①、一 ②、一 ③、一 ④、一 ⑤

右之品々に限り、貿易荷物之分者は、都而御府内より相廻し候間、在々より決而て神奈川表江積出し候間敷候。尤も貿易の御仕法相改ごしほうあいあらたまりり候儀にはこれなく候間、御府内問屋ども方え積付け候荷物の内買取り、貿易致し候儀は苦しからず候」

『徳川実記』

* 諸色 = 物価のこと

日本史 A (鵜飼) 第 4 回課題

mrugai@tguiss.jp に提出。質問もこのアドレスで受け付けます。

PDF またワード形式の添付文書(書式指定 A4 35×40 行)によって提出 (図表や写真の挿入は不要)。期限は 5 月 20 日 (水) まで。

* ファイル名は、以下の通りとする。

ex. 5 年 5 組 1 番鵜飼政志の場合 5501_鵜飼政志 ※_は、半角アンダーバーです。

* 作成した課題の冒頭に、「第 1 回課題」「5 年○組○番 氏名」を記入すること。

* 事前に確認しているオンラインでの提出が難しい生徒は、学校・鵜飼政志宛で印刷したもの・A4 用紙に手書きして書いたものを郵送しても可とする。